

「愛川町一周駅伝競走大会」有料広告掲載要領

1 趣旨

この要領は、愛川町有料広告掲載に関する基本要綱（平成 19 年 3 月 1 日施行。以下「基本要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、愛川町一周駅伝競走大会（以下「駅伝大会」という。）当日使用するナンバーカード及びプログラム等の配布物（以下「配布物」という。）、町が管理する公用車両（以下「車両」という。）への有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、基本要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 広告の種類、規格、掲載方法及び掲載料

次の表のとおりとする。

種類	規格（縦×横）	枠数	製作部数※ 1	掲載料 （1 枠当たり）
(1) ナンバー カード	25 mm×215 mm	第 1 部 1 枠、 第 2 部 1 枠※ 2	各チーム 14 枚	30,000 円※ 3
(2) 配布物	62mm×90mm ※ A 4 判の 1/8	8 枠	600 部 （予定）	5,000 円
(3) 車両	420 mm×594 mm ※ A 2 判	1 枠	1 組※ 4	10,000 円※ 4

※ 1 (1) (2) の広告物の製作は、町が行い、その費用も町が負担する。(3) の広告物は、広告の内容を表示したマグネットシールによるものとし、製作は、広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）が行い、その費用も広告主が負担する。

※ 2 第 1 部は行政区チームとし、第 2 部は立科町・クラブ・事業所等チーム（女子チーム含む）とする。

※ 3 ナンバーカード胸面・背面で 1 枠とし、胸面・背面に同じ内容の広告を掲載する。

※ 4 車両左右両側面で 1 枠とし、左右両側面に同じ内容の広告を掲載する。

3 広告の掲載位置

町長が指定する位置

4 車両広告物の色彩等

車両に掲載することができる広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 都市景観との調和を損なうもの
- (5) 周囲の運転者や駅伝大会出場選手の誤解を招き、又は注意力を散漫にさせるおそれのあるもの

5 広告掲載の申込書

「愛川町一周駅伝競走大会」広告掲載申込書（第1号様式）

6 提出する原稿（案）又は広告物

掲載しようとする広告の原稿（案）（JPEG 又は PNG ファイルの提出を原則とし、解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。なお、ファイルによる提出が困難な場合には、町と協議すること。）

7 申込期限

広告募集時において、その都度定める期日までとする。

8 広告掲載の決定通知書

「愛川町一周駅伝競走大会」広告掲載決定通知書（第2号様式）

9 車両広告の表示許可

車両広告の広告主は、速やかに神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の規定による屋外広告物の表示許可を受け、当該許可を受けたことを証する書類を町長へ提示しなければならない。

10 車両広告の原状回復

天災その他不可抗力による場合を除き、車両広告の掲載期間中に町の責において広告の破損等が生じた場合は、町が原状に復するものとする。

11 広告掲載料の還付請求書

「愛川町一周駅伝競走大会」広告掲載料還付請求書（第3号様式）

12 広告掲載の取り下げ

- (1) 広告主は、自己の都合により、広告掲載期間内に広告掲載を取り下げるときは、「愛川町一周駅伝競走大会」広告掲載取下申出書（第4号様式）により、町長に申し出なければならない。
- (2) 町長は、前号の申し出があったときは、速やかに広告を取りやめるものとする。
- (3) 広告の掲載を取り下げた場合における既に納付した広告掲載料は、還付しない。

13 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。